

わたしたちの国保

国民健康保険ガイド

平成20年度本庄市国民健康保険（国保）

当初予算についてお知らせします

歳入その1「保険税と退職交付金」が大幅な減収に

左表を見て分かるように、

歳入の中では退職者医療制度（退職国保）の加入者が納める保険税「退職分」（表中②）

と退職者医療制度の加入者の医療費を基金が補てんする退職交付金（同⑥）が大幅な減収となっています。

減収の理由は、退職者医療制度が改正され、加入上限年齢が75歳から65歳に引き下げられたことにより、加入者の約3分の2が退職国保から通常の国民健康保険（一般国保）に移行したためです。

また、保険税「一般分」（同②）については、退職国保からの移行により増収となるはずでしたが、後期高齢者医療制度の創設により、75歳以上の加入者が一般国保を脱退し

たため、減収となってしまっています。

た際の本人負担割合の拡大・変更などにより、全体として2・4%の増額となっています。（同⑪）

また、保険給付費の対象者数は減少（前年度比率で約98・7%）しているにもかかわらず、保険給付費が増加していることから、加入者一人当たりの受診件数および受診料が増加していることが考えられます。

また、保険給付費の対象者数は減少（前年度比率で約98・7%）しているにもかかわらず、保険給付費が増加していることから、加入者一人当たりの受診件数および受診料が増加していることが考えられます。

今年度の本庄市国民健康保険当初予算額は、**77億7,427万円**（前年度比 98.0%）
※詳しい内訳は、下表をご覧ください。

○歳入（単位：万円）

項目	今年度予算額	前年度からの増減額	前年度比率
①国庫支出金	206,692	▲ 18,787	91.7%
②保険税	一般分	▲ 1,272	99.3%
	退職分	▲ 35,212	24.7%
	合計	▲ 36,484	84.8%
③前期高齢者交付金	119,645	119,645	※
④共同事業交付金	83,051	▲ 7,687	91.5%
⑤繰入金	68,811	12,999	123.3%
⑥退職交付金	54,791	▲ 83,060	39.7%
⑦県支出金	37,028	▲ 2,826	92.9%
⑧繰越金	3,000	0	0.0%
⑨その他	921	32	103.7%
⑩合計	777,427	▲ 16,168	98.0%

○歳出（単位：万円）

項目	今年度予算額	前年度からの増減額	前年度比率
⑪保険給付費	一般分	101,493	128.7%
	退職分	▲ 89,541	37.3%
	合計	11,952	102.4%
⑫後期高齢者支援金	94,259	94,259	※
⑬共同事業交付金	83,053	0	0.0%
⑭介護納付金	51,423	▲ 1,015	98.1%
⑮老人保健拠出金	20,421	▲ 127,782	13.8%
⑯総務費	13,468	2,505	122.9%
⑰保健事業費	5,897	3,817	283.5%
⑱その他	936	96	111.7%
⑲合計	777,427	▲ 16,168	98.0%

※新設された項目のため、前年度比率はありません。

これは、「前期高齢者」に該当する65歳から74歳までの国保加入者の医療費の一部が基金から交付されるものです。しかし、こうした財政措置にもかかわらず減収額が大きいため、市の一般会計から前年度以上に繰り入れをしている（同⑤）のが現状です。

これは、「前期高齢者」に該当する65歳から74歳までの国保加入者の医療費の一部が基金から交付されるものです。しかし、こうした財政措置にもかかわらず減収額が大きいため、市の一般会計から前年度以上に繰り入れをしている（同⑤）のが現状です。

歳入その1「保険税と退職交付金」が大幅な減収に

歳入その2「新たな財政措置」前期高齢者交付金

歳入その2「老人保健拠出金」にかわって後期高齢者支援金

今年度から後期高齢者医療制度が創設され、老人保健制度が廃止となったため、老人保健拠出金（同⑮）が大幅な減額となり、後期高齢者医療制度への支援金（同⑫）が新設されました。

歳出全体では、老人保健拠出金の減額により、前年度比率で98・0%となっていますが、保険給付費の増額により、厳しい状況になっています。

国保加入世帯 13,030世帯
被保険者数 24,630人
(平成20年8月31日現在)
お問い合わせ先 保険課 ☎⑤1116
総合支所健康福祉課 ☎②1331
(内線315)

「みんな健康」で
「国保も健康」

ふだん、医療機関で診察を受けた場合にかかるお金のうち、みなさんが負担するのは1〜3割です。では、残りの金額は一体どのようなにまかなわれているのでしょうか。

残りの金額のうち約半分は、国・県で負担（退職国保を除く）されます。そして残った半分をみなさんが納めた保険税でまかっています。

つまり、医療費が増えると国保の負担が増える、その負

担をまかなうため、保険税の値上げにつながる、ということになります。

みなさん自身のため、そして健全な国保財政の運営を図るためにも、日ごろの健康管理への意識を高めましょう。市では、国保加入者を対象に次の事業を行っています。

◇人間ドック助成金

対象 次の要件を全て満たす人（世帯）

- ① 1年以上継続して国保に加入していること
- ② 35歳以上の人
- ③ 国保税を完納していること

助成額 2万円

※人間ドック受検料が2万円以下の場合、助成額は受検料と同額になります。

◇特定健康診査

この健診は、「内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）」に着目したもので、今年度から開始されました。（対象者には通知を発送しています。）

対象 40歳以上の人

※ただし、妊娠中の人、施設入所者、長期入院患者、人間ドックの受検者（結果を提示した人）は除きます。

◇特定保健指導

特定健康診査または人間ドック（結果を提示した人）の結果、内臓脂肪症候群またはその予備軍と特定された人のうち、必要性の高い人を優先して保健指導を実施します。対象者には案内の通知を差し上げています。



国保マスコット 健康まもるくん

加入者の経済的負担を
やわらげるための制度

国保加入者の経済的負担を軽減するため、次のような制度があります。

◇出産育児一時金代理受領

この制度は、出産予定日の1か月前までに申請することで、通常では出産した際に本人に支給される出産育児一時金（35万円）が、直接医療機関に支払われるものです。※申請の際は、医療機関の承諾を添付してください。

◇限度額適用認定証

医療費が高額になった場合、本人負担限度額を超えた分の金額は高額療養費として本人に払い戻しされます。（払い戻しには申請が必要です。）



ただし、70歳以下の人が入院した場合、事前に「限度額適用認定証」の交付を受け、医療機関に提示することで本人の支払いが本人負担限度額までとなります。（残りの金額

は国保から医療機関に支払われます。）

※本人負担限度額は、加入者の所得によって、次のとおり区分されています。

- ・ 上位所得者 月額150,000円
- ・ 一般 月額80,000円
- ・ 住民税非課税世帯 月額35,400円

国保税が年金から
天引きになります

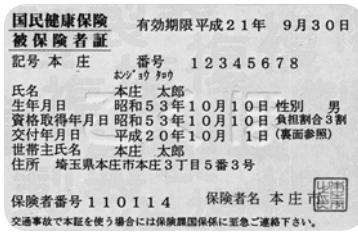
10月から国保税の徴収方法が公的年金からの引き落とし（特別徴収）になります。

対象 次の要件をすべて満たす世帯

- ① 世帯主が国保に加入し、世帯内の加入者全員が65歳から74歳までであること
- ② 世帯主が年額18万円以上の公的年金を受給していること
- ③ 世帯主の介護保険料と国保税の合計が、公的年金受給額の2分の1を超えないこと

届きましたか？
保険証が更新されました

9月末日までが有効期限の保険証（灰色）に替わる新しい保険証（ピンク色）を9月下旬に「配達記録郵便」で送付しました。



新保険証はピンク色が目印です

配達記録郵便の受け取りには受領印が必要です。また、不在時には「郵便物お預かりのお知らせ」が投かんされますので、指示に従って受け取ってください。

郵便局での保管期限を過ぎた保険証は市に返送されます。この場合、10月中旬ごろに市から受領の案内を差し上げます。

※なお、国民健康保険税を滞納している一部の世帯は、納税相談の後にお渡ししますので、郵送はしていません。